

# 令和8年度上水道基本料金の免除について

恩納村では、物価高騰により影響を受けた世帯及び事業所等に対して事業継続の維持や経済的負担を軽減するため、恩納村と直接給水契約を結んでいる上水道使用者を対象に基本料金を一定期間免除いたします。

## 対象

恩納村上下水道課と直接給水契約を結んでいる方  
(※下水道料金及び官公署については免除対象外)

## 適用期間

上水道基本料金を **R8年5月検針分からR8年10月検針分**の6か月間

## 免除の内容

基本料金のみを減免します。使用水量が基本水量を超えた場合は、その分の料金をご請求いたします。(※恩納村はメーターの口径別で基本料金が決まっています。)

※免除される1か月分の基本料金表

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75 ~ 100mm	150mm
基本料金 (税込み)	1,111円	1,804円	2,497円	2,882円	5,797円	9,592円	21,780円	84,150円

## 免除方法

**申請は不要です。**水道料金から基本料金分を差し引きし、請求額が0円になる場合は、水道料金納付書の郵送及び口座振替は行いません。ただし、下水道料金につきましては、納付書の郵送及び口座振替を行います。

(※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し上水道料金の減免を実施します)



お問合せ先  
恩納村役場上下水道課  
☎098-966-1198

